した 医療) 制度が始まりま 後期高齢者医療(長寿 医療制度に代わり後期高齢平成20年4月より、老人 者医療(長寿医療) 始まりました。

> 生年月日 ERRESER

角粒期目

一部会団会の一部会団会

连星市共荣明20年1年

應屋 太郎 昭和 3年 2月 1日 世 利 平成20年 4月 1日

保険者等 39462031 保険者名 鹿児島県後期高齢者医療広域連合



00000000 有效期限 平成21年 7月31日

平成20年 4月 1日 2887日 平成20年 4月 1日

20994

31

6

(1階⑤番窓口)

【問い合わせ】 市都市政策課 (**4**階)

【問い合わせ】

市健康保険課

○5月28日(水) ○5月30日(金) 西祓川集落セン 打馬公民館 集落センター **金** 19 時 19 時

催します 〇 5 月 二丁目、王子町、下 対象地区=打馬一下 説明会 町 西祓川町の各一部 26 自

止)に伴う説明会を開催業計画変更(事業の廃土地区画整理事業の事

障

計画変更に伴う説明会を開

土地区画整理事業の事業

月 19 時

※窓口業務や保険料 ※病院等での自己負担は変 市で行 になります り後期高齢者医療保険料 わりません。

います

※国民健康保険税等に変わ ※医療機関等で受診される さい 際は、 保険者証を提示してくだ

対象者② 65歳から74歳で一② 85歳から74歳で一 後期高齢者医療被 定 0)

市では介護予防事業に取り組んでいます

市では、高齢者で要介護状態となるおそれがある人を対象に、高齢者向けトレーニング機器を使用し た運動機能の向上を目指した機能訓練を行い、日常動作の悪化を防ぐことで、健康でいきいきとした在 宅生活を送ることを支援する「高齢者筋力向上トレーニング事業」を実施しています。

- 対象者=健康診査等の生活機能評価で運動器の機能向上が必要と判定された人
- ●参加回数=30回(週2回)※送迎有り
- ●実施時間=1回当たり90分(体調チェックや準備運動などを含みます)
- ●実施評価=初回と最終回に体力測定等を行います。
- ※そのほかの予防事業も実施しています。詳しくはお問い合わせください。

介護状態の人の在宅生活を支援します

◎紙おむつの支給

市では、おむつを必要とする在宅の高齢者を介護している人のおむ つに係る費用の負担軽減のため、紙おむつを支給しています。

- ●対象者=市内に住所登録を有し、次の要件をすべて満たす人
- ○在宅で寝たきり及び認知症の高齢者
- ○日常生活を営むうえで常に介護を必要としている人
- ○常におむつが必要な状態が3か月以上続いている人
- ※入院中の人や介護保険施設・養護老人ホーム・高齢者用世話(介護) 付き賃貸住宅等に入所(居)中の人は対象になりません。

◎認知症の高齢者の徘徊に対する支援

市では、認知症の高齢者を介護しているご家族の人へ、認知症の高 齢者が徘徊した場合に、居場所を確認できる機器を貸し出します。

●対象者=市内に居住し、かつ、徘徊のみられる認知症の高齢者と同 居している人

◎成年後見制度利用に対する支援

市では、地域包括支援センター において、成年後見制度の利用方 法について相談等の支援を行いま す。

成年後見制度とは、認知症・知 的障害・精神障害などの理由で判 断能力が十分でないため、財産管 理や日常生活上のさまざまな契約 行為が困難であり、自分に不利益 な契約であってもよく判断ができ ずに契約を結んでしまい、悪徳商 法の被害にあうおそれのある人を 法律面や生活面で保護し、支援す る制度です。

【問い合わせ】市高齢福祉課(1階⑧番窓口) ☎0994-31-1116

習の受講生を募集職業訓練指導員免許講 導員として必要な能力を付 より実施するものです。 卒者7 場所= 期日 = 7 受付期間= る人 時間= 技能検定 受講資格 31 するため、 級•単一等級合格者 局第3庁舎2階会議室 指定する講習実施要領に Ź 日 13 日(木)、8月5日(火) の講習は 9時~ 県鹿児島地域振興 $\widehat{+}$ 月9日 (火) (国家試験) 6 厚生労働大臣 の6日間 17 時 職業訓練指

よう呼びかけて

います。

影響について認識を高める

人々にたばこが体に与える

煙デー」と定め、世は毎年5月3日を

世界中の 「世界禁 O

(世界保健機構)

間について

知らせ

※必着 請求方法など詳しくは、※受講案内、受講申請書の 大・高専卒者4年、高校人で、大学卒者2年、短人で、大学卒者2年、短人で大学卒者2年、短 ○職業能力開発校修了者で 次第締め切り) 受講料=13, (テキスト代込み) \exists 30 年の実務経験のあ (金) (定員になり 月2日(月) 5 0 円

【問い合うするう一度考えてみましょう。 に及ぼす影響について、も皆さんも、たばこが健康 **3**0994-市健康増進課

41

Ò

なっており、市でも、たばこが健康に及ぼす影響についての普及啓発や未成年者の 関煙防止、受動喫煙(他人のたばこの煙を吸わされること)の防止などに取り 組みます。 なっており、市でも、た6日までは「禁煙週間」 また、 5 月 31 日から6月 と

【問い合わせ】 お問い合わせください

2099-226-3240 鹿児島県職業能力開発協会

高齢福祉課からのお知らせ

鹿屋市地域包括支援センターをご利用ください

市では、市内4地区に地域包括支援センター(サブセンター)を設置し、看護師、社会福祉士及び主任ケ アマネジャーなど専門のスタッフが中心となり、高齢者の総合的な支援に取り組んでいます。

介護などを必要とする高齢者や家族の人でお悩みのことや不安に思うこと、高齢者虐待、高齢者を狙った 悪徳商法などでお困りのことなどありましたら、お気軽に最寄りの各センターへご相談・ご連絡ください。

地区	担当地域	センター名称	電話	所在地
東部	串良地区全域 鹿屋東中学校区	●東部地区地域包括支援センター	0994-40-3751	笠之原町
		○東部地区地域包括支援サブセンター	0994-62-8871	串良町有里
		・東部地区相談センター朋愛園	0994-41-2431	寿2丁目
		・東部地区相談センターハーモニーガーデン	0994-41-7800	寿4丁目
		・東部地区相談センター以和貴苑	0994-62-8881	串良町下小原
西部	第一鹿屋中学校区 花岡中学校区	●西部地区地域包括支援センター	0994-40-9855	大浦町
		・西部地区相談センター花岡の里	0994-46-5051	花岡町
南部	吾平地区全域 田崎中学校区 大姶良中学校区 高須中学校区	●南部地区地域包括支援センター	0994-58-5900	吾平町麓
		○南部地区地域包括支援サブセンター	0994-48-2800	大姶良町
		・南部地区相談センター慈恵園	0994-48-2588	大姶良町
北部	輝北地区全域 鹿屋中学校区 高隈中学校区	●北部地区地域包括支援センター	0994-40-8333	下祓川町
		○北部地区地域包括支援サブセンター	099-485-1185	輝北町市成
		・北部地区相談センター鹿屋市社会福祉協議会	0994-42-7188	向江町
		・北部地区相談センターみどりの園	099-485-1902	輝北町市成